

秋田県移住・就業支援事業における地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美郷町（以下「町」という。）が、新秋田元気創造プラン（秋田県デジタル田園都市国家構想総合戦略）及び美郷町デジタル田園都市構想総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の美郷町内への移住を伴う県内就職を支援するため、秋田県（以下「県」という。）と共同して行う第2期秋田県移住・就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）内の大学を卒業して、町に移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することとする。

2 地方就職支援金の交付については、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）又は法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 地方就職支援金の金額は、卒業年度の6月1日以降の採用面接等にかかる往復交通費の2分の1以内の額とし、17,220円を上限とする。

2 支援金の交付は、1申請者に限り1回限りとする。

(対象者要件)

第3条 申請時において、次の(1)及び(2)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除

く。)に継続して在住していること。

- イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が県内に所在する企業に就職することが内定していること。
 - (イ) 卒業後に上記内定企業に就職し、町に移住する意思を有していること。
 - ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ウ) その他県及び町が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2)就業に関する要件 次に掲げるア及びイ該当すること。
- ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が県内に所在すること。
 - (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者ではないこと。
 - (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等ではないこと。
 - (エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
 - (オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等ではないこと。
 - イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
 - (イ) 当該地域への勤務地限定型社員として採用予定である

こと。

(交付の申請)

第4条 地方就職支援金の申請者は、地方就職支援金交付申請書（様式第1号）、内定先企業による証明書（様式第2号）、交通費の領収書及び本人確認書類に加え、第3条第1号及び第2号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果地方就職支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における地方就職支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

3 申請者は、交付決定通知書の交付決定後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とする場合は、町長に対し書面により再交付願を提出し、町長は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに再交付するものとする。

(支援金の交付)

第6条 町長は、交付決定を行った申請者に対して、申請から3か月以内に地方就職支援金の交付を行う。

(報告及び立入検査)

第7条 県及び町は、第2期秋田県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者に対し、第2期秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 町長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の各号の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還 次のいずれかに該当する場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ 申請日から1年以内に町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に町に住民票がある場合を除く。）

エ 申請日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に勤務地が県内に所在する別の企業に就業する場合を除く。）

オ 町への転入日から3年未満で町から転出した場合

(2) 半額の返還 町への転入日から3年以上5年以内に町から転出した場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、県と町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月12日から施行する。